

よくある質問

Q1：新型コロナウイルス感染症の疑いで仕事を休みましたが、病院には行きませんでした。傷病手当金の対象になりますか？

A1：発熱等の症状があった場合は対象になります。なお、申請書にその旨を記載していただき、その内容を事業主に証明していただく必要があります。

Q2：病院を受診しなかったため医師の証明書がもらえませんが、傷病手当金の申請はできますか？

A2：病院を受診しなかった場合は医師の証明書がなくても申請できますが、申請書にその旨を記載していただき、その内容を事業主に証明していただく必要があります。

Q3：自営業や年金をもらっている一方で、アルバイトなど給与収入がある場合、対象になりますか？

A3：対象になります。ただし、給与収入以外の収入は対象になりません。

Q4：傷病手当金の申請者は誰になりますか？

A4：対象者の世帯の世帯主です。世帯主以外が申請する場合（対象者を含む）は、世帯主の委任が必要です。（申請書に記載欄があります。）

Q5：対象者が死亡した場合でも傷病手当金の申請はできますか？

A5：申請できます。死亡した対象者が世帯主でない場合は世帯主、世帯主の場合は相続人が申請者となります。なお、相続人が申請する場合は、相続人であることが確認できる資料が必要です。

Q6：新型コロナウイルス感染症に感染して仕事を休んだ後、退職して国保に加入した場合、傷病手当金の対象になりますか？

A6：国保加入後に「勤務予定だったが、療養のため仕事を休んだ日」が無い場合対象になりません。なお、退職前の傷病手当金については国保に加入する前に加入していた社会保険へ確認が必要です。

Q7：支給額にある「直近の継続した3か月間」は具体的に何月のことですか？

A7：4月から傷病手当金の対象となった場合、1～3月になります。